

【介護保険ご利用 料金表】

令和1年10月現在

		サービス内容	単位数	利用者負担割合 (1割)	利用者負担割合 (2割)	利用者負担割合 (3割)	備考
看護師等による訪問	要支援	20分未満	301	335	670	1,005	週に1回以上20分以上利用していることと24時間体制を整えていること
		30分未満	449	500	999	1,498	
		30分以上60分未満	790	879	1,757	2,636	
		60分以上90分未満	1,084	1,206	2,411	3,617	
	要介護	20分未満	312	347	694	1,041	週に1回以上20分以上利用していることと24時間体制を整えていること
		30分未満	469	522	1,043	1,565	
		30分以上60分未満	819	911	1,822	2,733	
		60分以上90分未満	1,122	1,248	2,496	3,743	
理学療法士等による訪問	要支援	1回20分	287	320	639	958	
		例) 40分のリハビリ(2回)	574	639	1,277	1,915	
		例) 60分のリハビリ(3回)	774	861	1,722	2,582	
	要介護	1回20分	297	331	661	911	
		例) 40分のリハビリ(2回)	594	660	1,321	1,982	
		例) 60分のリハビリ(3回)	801	891	1,782	2,672	
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算		574	639	1,277	1,915	24時間対応体制の同意を得た場合
	特別管理加算Ⅰ		500	556	1,112	1,668	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態の時
	特別管理加算Ⅱ		250	278	556	834	在宅酸素療法指導等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の時
	初回加算		300	334	668	1,001	新規に訪問看護を提供した月
	退院時共同指導加算		600	668	1,335	2,002	病院等に入院中に、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
	看護・介護職員連携強化加算		250	278	556	834	訪問介護事業所と連携して痰の吸引等に対する助言等の支援をした場合
	長時間訪問看護加算		300	334	668	1,001	人工呼吸器等を使用・装着し、特別な管理が必要なご利用者様が1時間30分以上の看護を受けた場合
	ターミナルケア加算		2000	2,224	4,448	6,672	死亡日及び死亡前14日以内に必要なケアを行った場合
	サービス提供体制強化加算		6	7	14	20	指定訪問看護を行った場合1回につき算定
	複数名訪問看護加算						
	(30分未満)	I	254	283	565	848	I: 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 II: 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
		II	201	224	447	671	
	(30分以上)	I	402	447	894	1,341	
		II	317	353	705	1,058	
早朝加算(6時~8時)		所定単位数×25%					
夜間加算(18時~22時)		所定単位数×25%					
深夜加算(22時~6時)		所定単位数×50%					
負担額算出方法	サービス利用単位×11.12円=〇〇円(1円未満切り捨て) 〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(1割利用者負担額) 〇〇円-(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))=□□円(2割利用者負担額) 〇〇円-(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))=☆☆円(3割利用者負担額) 11.12円は横浜市(2級地)の地域加算						

【その他の費用 保険外】

90分を超える 訪問看護	30分毎	早朝6:00~9:00 夜間17:30~22:00	深夜22:00~翌朝6:00	
		1,500円(90分を超えた場合)	2,000円	
永眠時のケア		20,000円		
支給限度額を超えた場合		10割負担		
自費料金でのご利用の場合		10割負担		
交通費		通常実施地域(横浜市青葉区、都筑区、緑区、川崎市宮前区、麻生区)以外の地域にお住いの方 ☆上記通常実施地域を超えた場合 片道概ね1km当たり 40円		
キャンセル料	1割負担相当分	2割負担相当分	3割負担相当分	訪問日の前日17:30までに ステーションに連絡が無く キャンセルとなった場合 (但し体調急変による受診や入院は除く)